

# 誓 約 書

令和 年 月 日

服部緑地指定管理グループ  
服部緑地管理事務所長 様

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

このたび、都市公園内施設使用及び行為許可申請につきまして、申請が許可になりました時には下記の条件を遵守し、都市公園の管理に支障をきたさないよう十分留意いたしますとともに、万一指定管理者または第三者に損害を及ぼした場合には、すべて当方においてその賠償の責を負う事を誓約いたします。

## 記

1. 申請の趣旨以外の目的で公園を使用しないこと。
2. 使用場所及びその周辺の清掃等を充分に行うこと。また発生するゴミ（糞尿の処理等も含む）は申請者の責任において処理すること。
3. 自家用車及び自動二輪での来園者には、必ず公園内の有料駐車場を利用することとし、周辺道路に駐車しないこと。
4. 公園の使用については、大阪府都市公園条例等の法規を遵守し、常に善良な使用者としての注意と責任をもって使用すること。
5. 飼育動物類を持ち込む参加者に対しての安全管理の指導と啓発に努めること。
6. 来園者等からの苦情、トラブルについては誠意をもって対処し、申請者の責任で解決すること。
7. 申請者の責に帰する公園施設の汚損・物品の貸借物については、申請者において原状回復又は、その損害を賠償すること。
8. 騒音等により他の来園者及び付近住民等に迷惑を掛けないよう配慮すること。
9. 申請者及びその関係者は、行為中に識別できる付帯物（帽子、上着、腕章等）を身着すること。
10. 火気、危険物等の使用持ち込みは厳禁とする。
11. 天候及び施設等の事由により、係員から使用中止等の指示があった場合は、その指示に従うこと。
12. 許可内容に違反した場合は、行為の事前及び行為中を問わず、行為の許可を取り消す場合がある。

## 大阪府都市公園条例（抜粋）

### （行為の許可）

第4条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- 二 業として写真撮影をすること。
- 三 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を使用すること。
- 四 別表第1に掲げる公園施設を使用すること。

2、前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、前項第4号に該当する場合において規則で定める公園施設を使用するときは、この限りでない。

- 一 氏名、住所及び職業（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名、事務所の所在地並びに事業内容。以下同じ。）
- 二 行為の目的。
- 三 行為の期間。
- 四 行為を行う都市公園及び公園施設。
- 五 行為の内容。
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事の定める事項。

3、知事は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることが出来る。

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採すること。
- 三 土地の形質を変更すること。
- 四 鳥獣を捕獲し、または殺傷すること。
- 五 指定された場所以外の場所でたき火をすること。
- 六 立入禁止区域に立ち入ること。
- 七 指定された場所以外の場所に車馬を乗り入れ、又は止めること。
- 八 公園施設をその用途外に使用すること。

第12条

- 四 既納の使用料は、還付しない。